

「消防学校の教育訓練に関する検討会」開催要綱

1 目的

消防職員の知識・技術の基盤となる消防学校の教育訓練について、平成 26 年度に消防学校教育の抜本的な見直しが行われて以降、一定の期間が経過していることを踏まえ、教科目・時間数、教育内容、教員体制、施設、教材等の観点から現状に即した検討を行い、教育訓練の更なる充実を図ることを目的とする。

2 名称

本検討会は、「消防学校の教育訓練に関する検討会」（以下、「検討会」という。）とする。

3 構成及び運営

- （１）検討会は、座長及び構成員をもって構成する。
- （２）消防庁消防・救急課長は、座長及び構成員を委嘱する。
- （３）座長は、会務を統括する。
- （４）座長は、構成員について代理者の出席を認めることができる。
- （５）座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者がその職務を代理する。
- （６）座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に検討会への出席を求め、意見を聴取することができる。

4 構成員

検討会の構成員は別紙のとおりとする。

5 任期

構成員の任期は、委嘱の日から検討会の運営期間までとする。

6 雑則

- （１）検討会の庶務は、消防庁消防・救急課において処理する。
- （２）本要綱に定めるもののほか、検討会に際し必要な事項は、座長が定める。

附 則 この要綱は、令和 8 年 5 月 25 日から施行する